

2019年7月25日

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課
新開発食品保健対策室 御中

「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領（案）」への意見

東京都生活協同組合連合会
専務理事 秋山 純

日頃より食品の安全衛生に係る業務に精励されていることに敬意を表します。

現状ではゲノム編集技術応用食品についての消費者・国民の理解は不十分であり、多くの消費者・国民が不安を感じています。消費者・国民が食品を選択する権利を守るためには、市場で販売される食品については原材料等についてしっかりと表示されていることが必要だと考えております。そのためには、ゲノム編集技術応用食品について、届出制の厳格な義務化と表示の義務化が必要です。

今般、意見募集のありました「取扱要領（案）」について、そうした消費者・国民の立場から意見を申し述べます。

1. 定義と届出対象を明確にし、実効性の高い制度としてください。

「1.定義」の中で「(2) ゲノム編集技術応用食品」は、①ゲノム編集技術によって得られた生物の全部若しくは一部。②当該生物の全部若しくは一部を含む物。③ゲノム編集技術によって得られた微生物を利用して製造された物又は当該物を含む物。とされていますが、「2.届出の対象となるゲノム編集技術応用食品」では、「・ゲノム編集技術によって得られた生物の全部若しくは一部である場合」、「・ゲノム編集技術によって得られた微生物を利用して製造された物である場合」の2点になっています。②の「当該生物の全部若しくは一部を含む物。」の定義を①、③との関わりでわかりやすく定義することと同時に、②について届出対象に含めるよう求めます。

また、「1.定義」の「(3) ゲノム編集技術応用添加物」では①製品の精製度は、例えば、・・・高度な精製度であること。②従来の添加物に加え、・・・有害性が示唆される新たな非有効成分を含有しないこと。」の2つの条件を満たすものは「高度生成添加物」として取り扱うとされていますが、「3.届出の対象となるゲノム編集技術応用添加物」では届出が不要とされるのは「①当該添加物がゲノム編集技術により得られた微生物を利用して製造された物であり、同一の種に属する微生物又は自然界に存在する微生物と同等の遺伝子構成が明らかである場合」と、平成31年3月27日付「新開発食品部会 報告書」で留意事項として「今後の事例及び知見の積み重ねにより適宜判断すべき」とされたセルフクロニング及びナチュラルオカレンスが届出不要となっているなど、極めて理解しにくくなっています。

定義と届出対象を一覧表にするなどしてわかりやすく、また届出の要・不要の理由も含めてわかりやすくし、届出と表示の義務化について厳格な適用ができるようにしてください。

2. 後代交配種については届出の対象にしてください。

ゲノム編集技術を応用した生物、組換えDNA技術を利用して得られた生物との後代交配種については、前記「新開発食品部会 報告書」でも記載はなく、検討されていないものと思われます。届出が不要とされてしまえば、消費者がゲノム編集技術を応用した食品であるか否か、全く知ることができません。後代交配種であっても届出させることにより、表示も可能となることと併せ、安全性についても検証することができるようになります。

3. 通知に従わない事業者等への罰則を明確にし、取り締まり等を徹底してください。

「7.その他」では、「本通知に従わない事実が確認された場合にあつては、経緯等を確認の上、本通知に従っていない旨を当該開発者等の情報と共に公表する場合があるので留意すること。」とされています。昨今の食品に係る事故や不祥事等を考えると、自らの利益や経済合理性を優先し、消費者・国民の健康や安全を軽視する悪質な事業者による商品事故も後を絶たない状況がみられます。通知に従わない事業者等は必ず公表し、届出を受理しないなどの罰則を定めるなど、制度が実効性があり厳格に運用されるよう求めます。

4. リスクコミュニケーションを広く行うとともに制度の見直しを逐次行ってください。

現状ではまだゲノム編集技術を応用した食品は流通していませんが、今後どのようなことが起こってくるのかは予測が付きません。また、消費者・国民の理解も進んでいません。今後早急に機会を設け、リスクコミュニケーションを幅広く推進してください。また、今後起きた問題点などの把握により、情報公開を徹底し、必要な制度の見直しを逐次行ってください。

以上